

子ども・子育て支援新制度が始まります

平成24年8月、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために「子ども・子育て関連3法」が成立しました。この3法の成立により、幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域の子育て支援の充実を図る「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から始まります。

【幼稚園・保育園などの利用手続きが変わります】

新制度において幼稚園・保育園などを利用するためには、子どもの年齢や保育の必要性の有無に応じた「支給認定」を受ける必要があります。

この支給認定は、保護者からの申請に基づき市が「支給認定証」を交付することで行います。

なお、支給認定申請と施設の入園申し込みは、同時に行っていただく予定です。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園・認定こども園
2号認定		就労や妊娠・出産などの「保育を必要とする事由」に該当	保育園・認定こども園
3号認定	満3歳未満	就労や妊娠・出産などの「保育を必要とする事由」に該当	保育園・認定こども園 地域型保育事業

※新制度に移行しない私立幼稚園の利用手続きは、これまでと変わりません。

【保育園を利用できる時間が変わります】

保育を必要とする前述の2号・3号認定は、保護者の就労状況（フルタイムやパートタイム）などに応じて「保育標準時間」と「保育短時間」に区分され、保育園などを利用できる時間が異なってきます。

■保育標準時間 1日当たり：11時間利用できます。

■保育短時間 1日当たり：8時間利用できます。



【西条市の保育料は】

新制度における幼稚園・保育園などの保育料は、保護者の所得に応じた負担を基本として、国が定める基準を上限に今後、市において新たに定めることとなります。本市においても現在検討中です。

なお、新制度に移行しない私立幼稚園の保育料については、これまでと変わらず幼稚園が定めます。

【これからの予定は】

支給認定申請や入園申し込みの受付期間、保育料などについては、今後内容が決まり次第、広報紙やホームページなどでお知らせします。

【問合せ】

■保育園に関すること 市庁舎新館2階 女性児童福祉課 保育児童係 TEL0897-52-1337

■幼稚園に関すること 市庁舎新館4階 学校教育課 学務係 TEL0897-52-1252

※新制度について詳しく知りたい方は、内閣府ホームページをご覧ください。

内閣府 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

高校生海外スタディツアー ～参加者募集～

海外でのホームステイや現地の高校生との交流などを通して、外国人とのコミュニケーション能力を身につけ、国際社会を生き抜いていく人材を育成するためのツアーです。

■研修先 アメリカ合衆国 ウィスコンシン州

■研修期間 平成27年3月21日(土)～31日(火) (11日間)

■自己負担 1人当たり18万円

■応募人員 15人 (応募多数の場合は書類審査で決定)

■応募期限 10月22日(水)

■問合せ 市庁舎本館4階 総務課国際交流係
TEL0897-52-1206

■応募資格 次のすべてに該当する高校1・2年生

○市内の高校に在学または市内に居住している方

○外国語、国際交流などに興味を持ち、研修後に

その成果を生かせる方 など

■応募方法

申込書に必要事項を記入し、学校の推薦調書を添えて国際交流係へ提出。